

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 令和3年6月25日

【事業年度】 第131期(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

【会社名】 株式会社御園座

【英訳名】 Misonoza Theatrical Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮崎 敏明

【本店の所在の場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 取締役総務経理部長 高口 浩一

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区栄一丁目6番14号

【電話番号】 (052)222-8202

【事務連絡者氏名】 取締役総務経理部長 高口 浩一

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第127期	第128期	第129期	第130期	第131期
決算年月	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月
売上高 (百万円)	515	502	5,052	2,966	939
経常利益又は経常損失 (百万円)	21	159	513	276	450
当期純利益又は当期純損失 (百万円)	18	97	452	301	526
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	2,121	2,271	2,271	2,271	2,271
発行済株式総数 (千株)	49,243	49,845	4,984	4,984	4,984
純資産額 (百万円)	4,287	4,488	4,938	4,633	4,110
総資産額 (百万円)	4,642	7,450	7,605	6,994	6,090
1株当たり純資産額 (円)	87.15	901.47	991.68	930.55	825.58
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (円)	0.37	19.61	90.95	60.49	105.74
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	92.4	60.2	64.9	66.2	67.5
自己資本利益率 (%)	0.4	2.2	9.6	6.3	12.0
株価収益率 (倍)	1,527.0	-	45.1	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	19	127	969	95	494
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	0	1,735	189	17	0
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1	2,294	204	208	148
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	199	630	1,205	884	240
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	5 (2)	6 (2)	23 (6)	20 (10)	16 (7)
株主総利回り (比較指標：名証第二部株価指数) (%)	163.8 (105.9)	224.9 (145.6)	118.8 (157.1)	62.5 (114.1)	65.2 (152.3)
最高株価 (円)	690	958	5,200 (770)	4,350	2,585
最低株価 (円)	307	500	3,220 (461)	2,001	1,860

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については関連会社がないため記載しておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

- 4 第128期、第130期及び第131期の株価収益率については、1株当たり当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
- 5 第127期から第131期の配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 6 最高株価及び最低株価は、名古屋証券取引所（市場第二部）におけるものであります。なお、第129期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、株式併合前の最高株価及び最低株価を括弧内に記載しております。
- 7 平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。第128期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失を算定しております。

2 【沿革】

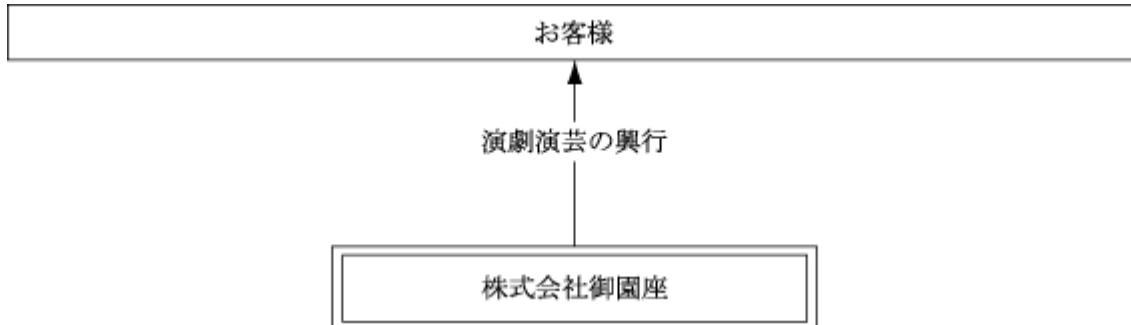
明治29年 6月	名古屋劇場株式会社御園座設立
明治30年 5月	近代的劇場御園座落成式行う
昭和10年10月	劇場改装工事完成
昭和20年 3月	空襲により劇場および演劇関係資料など焼失
昭和22年 2月	社名を御園座株式会社と改称
昭和22年10月	御園座復興完成なる
昭和24年 5月	名古屋証券取引所へ上場
昭和36年 2月	不慮の災害に遭遇、再び劇場を焼失
昭和36年 7月	社名を株式会社御園座と改称
昭和38年 8月	御園座会館完成
昭和55年 6月	みその事業株式会社設立
昭和56年 2月	みその事業株式会社が観光事業に進出、「みその観光」の営業を開始する
昭和57年 6月	みその事業株式会社の事業内容にリース業を追加し、同年より営業を開始する
昭和61年 5月	ミソノピア株式会社設立
昭和61年 9月	有料老人ホーム・ミソノピア竣工
平成元年 3月	みその事業株式会社の事業内容に宅地取引業を追加し、ビル管理業を開始する
平成12年 1月	観光事業から撤退
平成25年 3月	御名残御園座・三月大歌舞伎公演をもって、旧御園座会館での興行を休止、また、会館における不動産賃貸事業から撤退
平成25年 8月	ミソノピア株式会社の株式を譲渡し、老人ホーム事業から撤退
平成26年 5月	みその事業株式会社の清算を決議
平成26年 9月	みその事業株式会社の清算が終了
平成30年 4月	新劇場「御園座」開場

3 【事業の内容】

当社は劇場事業を行っており、歌舞伎公演やミュージカル、各種演劇、歌謡ショーなどの公演を上演しております。劇場内では顧客の便宜を図るため、プログラム、飲み物、お土産などの販売も行っております。また、付帯収入としては広告収入があります。

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

令和3年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
16(7)	43歳4ヶ月	6年9ヶ月	4,172

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を()外数で記載しております。
2 平均年間給与は賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1)経営方針・経営戦略等

当社は、『未来を拓く夢創造企業～人がいるかぎり、心をこめた夢創り～』を経営理念として掲げ、第一に、劇場経営を中心とした芸能文化事業のパイオニアとして、お客様のための一流の夢創りをプロデュースします。

第二に、新しい時代のニーズに的確に対応し、常に歴史と伝統を踏まえ、未来の可能性にチャレンジします。

第三に、当社のメンバー一人一人は、伝統とチームワークを重んじ、お客様に夢と感動をお届けするために、常に真心をもってベストを尽くします。

の3点をモットーとして、社員一人一人が意識して取り組んでおります。また、創業の精神を忘れることなく、地域における芸能文化の担い手としての使命感をもって真摯に業務に取り組み、その模範となる存在感を示すとともに、地域の人々から感謝される企業であり続けるべく、お客様、株主、社員、社会に対する責任感を常に心掛けながら、業務向上を図っております。

当社の目標とする経営指標としては、公演ごとの収支及び営業利益を重視しております。

当社は劇場事業のみの経営であります。劇場の経営は、基本的には各公演の収支を公演終了後速やかに集計・確認し、当初計画と比べて増加したか減少したかを確認・把握しており、その集大成が四半期の業績となり、年間の業績となります。仮に、当初計画よりも公演収支が未達となる公演が発生した場合、その後の公演で取り返すべく、合理的な範囲で当初目標を上方修正させるなど、柔軟かつ適切に対応しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の影響や政府による緊急事態宣言の発令などにより、令和2年4月以降、予定していた公演が中止や規模を縮小することとなり、新型コロナウイルス感染症がなければ得られた利益を獲得できない状況が続きました。令和2年8月以降、公演の上演を再開し、その後は当初予定していた大半の公演を上演いたしました。座席数や公演回数を抑制するなど、感染対策に留意しながら運営してまいりました。

新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎え、公演が通常通りに行えるようになった後は、改めて公演ごとの収支状況を確認し、新型コロナウイルス感染症による収益への影響の度合いを含め、経営上の目標の達成状況を確認する体制を再び構築してまいり所存であります。

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受け、社会・経済活動が停滞し、多くの企業活動や個人消費に影響を与え、極めて厳しい状況で推移いたしました。また、景気の先行きについても、依然として強い不透明感が残る状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、令和2年4月から8月までに上演することを予定していた大半の公演及びその後の一部の公演である22種類、上演日数として87日間、上演回数として124回の公演が中止となりました。この中には、例年4月に上演している歌舞伎公演、5月に短期公演を連続して行いコンサートシリーズとして銘打った公演群、発売後即完売した6月のミュージカル公演が含まれております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じ、ご来場いただくお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、8月に約4ヶ月半振りに公演が再開され、その後も公演が行われております。前事業年度の当社主催公演回数は339回でしたが、当事業年度の当社主催公演回数は161回（前期比 52.5%）となりました。

(2)優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社が対処すべき当面の課題としては、主に下記の4点があります。

新型コロナウイルス感染症の対応

新型コロナウイルス感染症は再度感染拡大しており、今後の先行きが不透明な状況が続いておりますが、当劇場においては、引続き感染拡大予防対策を講じ、ご来場いただくお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、公演を行ってまいります。

魅力ある公演の実施と収益力向上

そうした前提の元、令和4年3月期の当社主催の公演は、以下の通り予定しております。

歌舞伎公演につきましては、例年同様、4月と10月の2回の公演を予定しております。このうち4月は「市川海老蔵特別公演」を上演いたしました。

また、6月に上演している「滝沢歌舞伎ZERO 2021」のほか、ミュージカル、舞台演劇、歌謡ショー、お笑いなど多種多様な公演を、公演種類として約20種類、公演回数として約270回提供してまいります。この中には、公演期間が10～25日間程度の期間に渡るものもあれば、1日間、2日間の短期公演もあり、さまざまなジャンルのファンの方に、何度も足をお運びいただけるような魅力ある公演の提供に努め、収益を確保してまいります。

新型コロナウイルス感染症が一定の収束を迎えた後には、これまで培ってきたさまざまな経験やリスク軽減のための対策を実施することにより、安定した収益を計上してまいりますことができると確信しております。

資金繰りへの対応

資金繰りにつきましては、当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い適切に運転資金を確保する計画を実行していくことにより、懸念はないと考えております。

収益管理の徹底

損益面においては収支管理の徹底と、営業部門・制作部門の連携の強化などにより、引き続き収益の確保に努めてまいります。

2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 劇場事業損益に影響を及ぼす事項について（新型コロナウイルス感染症の影響以外）

当社の中心事業である劇場事業は、歌舞伎公演やミュージカル、各種演劇、歌謡ショー等を上演しておりますが、出演俳優の健康上の理由及び不慮の事故等により出演が不可能になる恐れがあります。これに対しては、常に代役の出演が可能な状況を維持するなどの対策を講じてはいるものの、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

又、斬新で魅力ある公演の提供に努めておりますが、公演及び役者の話題性や認知度並びに近隣の他劇場の公演との兼ね合いや個人消費の動向等により、入場者数が大きく左右される可能性があります。それに伴い、当社業績が変動する可能性があります。

(2) 新型コロナウイルス感染症が劇場事業の運営や損益に影響を及ぼす影響について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年3月19日、政府の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）より、「換気の悪い密閉空間・人が密集している・近距離での会話や発声が行われるという3つの条件が同時に重なる場」を避ける努力を続けない場合には、感染に気付かない人々によるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じえるため、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組や「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなどの行動変容の徹底が極めて重要であるとの見解が示されました。

また、専門家会議が令和2年4月22日、「市民の皆様にご心がけていただきたいこと」の1つに「人と人との距離をとること（ソーシャル・ディスタンス（社会的距離の確保））」を上げたことなどにより、「2メートル以上離れる」ことが目安とされるなどの動きが広まりました。こうした動きを踏まえて、令和2年5月14日、公益社団法人全国公立文化施設協会より、新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理した「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」が公表されました。

その後、当劇場においても、当該ガイドラインに沿って劇場の運営が行われております。なお、「御園座」は、客席の各座席の真下から外気との入れ替えを図る「密閉」ではない空間です。また、公演の上演中は、お客様は一方を向いて観覧し、対面による会話が原則想定されませんので、上演中においては「密接」な状態ではないと考えております。したがって、3つの条件が同時に重なることはありませんので、感染対策に留意しながら、上演しております。

現在も引続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に留意しながら運営しておりますが、こうした状況が長期間続いた場合には、収益力の安定回復が阻害されたり、本来ならば満席近い販売が期待されるような人気俳優・人気演目の公演の上演を行えなくなる恐れがあります。

(3) 継続企業の前提に関する重要事象等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しなかったことにより、当社は当事業年度において予定していた公演の多くが上演出来なかったことから、当事業年度の売上高は9億3千9百万円(前期比 68.3%)と、著しく減少し、当事業年度の営業損失及び当期純損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

しかしながら、令和2年5月下旬の緊急事態宣言解除を受け、感染対策を十分に行ったうえで8月より公演を再開し、それ以降も、予定していた公演のうち大半を上演しております。また、当事業年度末の現金及び預金の残高に加え、資金計画に基づき取引金融機関と協議を行い、適切に運転資金を確保する計画を実行していくことにより、当該事象の解消が実現できるものと考えており、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

(4) 個人情報の取り扱い

御園座友の会及び個人電話予約センター（御園座チケットセンター）にてお客様の個人情報や予約状況を保有しております。個人情報漏洩について、当社の対応策は、管理責任者を配置し、個人情報の管理・徹底に努めております。又、外部からの不正侵入防止の為にファイアウォールを導入しております。しかしながら、外部からのハッキング等、不測の事態により、万が一、個人情報が外部に漏洩するような事態となった場合には、当社の信用失墜に伴う劇場売上高の減少及び損害賠償による費用の発生等が起こる可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 地震・台風等の自然災害による影響について

当社の事業拠点は、すべて愛知県にあり南海トラフ地震の防災対策強化地域内にあることから、地震発生時の対策マニュアルを新たに策定し、緊急時における社内体制の強化を図っておりますが、近い将来に発生すると予想される南海トラフ地震は、その災害規模も甚大であるとされております。これらに代表される自然災害のため、事業活動の停止も予想されます。その結果、当社の業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響を大きく受け、社会・経済活動が停滞し、多くの企業活動や個人消費に影響を与え、極めて厳しい状況で推移いたしました。また、景気の先行きについても、依然として強い不透明感が残る状況が続いております。

このような状況の中、当社におきましては、令和2年4月から8月までに上演することを予定していた大半の公演及びその後の一部の公演である22種類、上演日数として87日間、上演回数として124回の公演が中止となりました。この中には、例年4月に上演している歌舞伎公演、5月に短期公演を連続して行いコンサートシリーズとして銘打った公演群、発売後即売した6月のミュージカル公演が含まれております。

一方で、新型コロナウイルス感染拡大予防対策を講じ、ご来場いただくお客様及び出演者・公演関係者の安全と安心を確保することに努めながら、令和2年8月に約4ヶ月半振りに公演が再開され、その後も公演が行われております。前事業年度の当社主催公演回数は339回でしたが、当事業年度の当社主催公演回数は161回（前期比52.5%）となりました。

当社は目標とする経営指標として、公演ごとの収支及び営業利益を重視しておりますが、上記のような事情を反映し、極めて厳しい収益状況となりました。

この結果、当事業年度の売上高は、9億3千9百万円（前期比 68.3%）となりました。

売上高の減少に伴い、利益面では、営業損失4億4千5百万円（前期は営業損失2億4千7百万円）、経常損失4億5千万円（前期は経常損失2億7千6百万円）、当期純損失5億2千6百万円（前期は当期純損失3億1百万円）となりました。

なお、当事業年度に予定していた公演が中止となったことから、当該公演にかかる制作費・キャンセル料等を公演中止損失として特別損失に計上しております。また、新型コロナウイルス感染症の影響により公演を延期・中止した主催事業者に対して、公演の実施等に係る費用の負担を軽減するため、必要経費の一部を補助するコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金を、補助金収入として特別利益に計上しております。

生産、受注及び販売の状況について、当社は劇場事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を行っておりません。また、当社は受注生産形態をとらない業種であるため、生産実績及び受注実績は記載しておりません。

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

区分	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
	金額(千円)	前期比(%)
劇場	939,216	68.3
合計	939,216	68.3

(注) 1 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2 総販売実績に対する割合が10%以上の相手先はありません。

(2) 財政状態

資産の部

当事業年度末における流動資産の残高は、4億4千9百万円となり、前事業年度末に比べ6億5千4百万円の減少となりました。この主な要因は、未収入金が9千万円増加したものの、現金及び預金が6億4千4百万円、売掛金が6千万円減少したことによるものであります。固定資産の残高は、56億4千万円となり、前事業年度末に比べ2億4千9百万円の減少となりました。この主な要因は、建物が1億2千万円、機械及び装置が9千万円減少したことによるものであります。この結果、総資産は、60億9千万円となり、前事業年度末に比べ9億4百万円の減少となりました。

負債の部

当事業年度末における流動負債の残高は、4億1千6百万円となり、前事業年度末に比べ2億2千1百万円の減少となりました。この主な要因は、買掛金が1億8千万円、預り金が5千1百万円減少したことによるものであります。固定負債の残高は、15億6千2百万円となり、前事業年度末に比べ1億5千9百万円の減少となりました。この主な要因は、長期借入金が1億4千5百万円減少したことによるものであります。この結果、負債合計は、19億7千9百万円となり、前事業年度末に比べ3億8千1百万円の減少となりました。

純資産の部

当事業年度末における純資産の残高は、41億1千万円となり、前事業年度末に比べ5億2千2百万円の減少となりました。この主な要因は、利益剰余金が5億2千6百万円減少したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物は、前事業年度末に比べ6億4千4百万円減少し、2億4千万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、4億9千4百万円の支出(前期は9千5百万円の支出)となりました。これは主に、税引前当期純損失5億2千5百万円、減価償却費2億5千万円、仕入債務の減少1億8千万円によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、0百万円の支出(前期は1千7百万円の支出)となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、1億4千8百万円の支出(前期は2億8百万円の支出)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出2億円、長期借入による収入6千万円によるものであります。

(4) 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要のうち主なものは、公演に係る経費、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。これらの資金需要に対して、主に自己資金を充当していく方針であります。

当事業年度末の現金及び現金同等物は2億4千万円となっており、当社の事業活動を推進していくうえで十分な流動性を確保していると考えております。

(5) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づいて作成されております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

特に記載すべき事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備投資は行っておりません。

2 【主要な設備の状況】

令和3年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (千円)						従業員数 (名)
		建物及び 構築物	機械及び 装置	工具、器具 及び備品	土地 (面積 m ²)	その他	合計	
本社ビル (名古屋市 中区)	劇場	2,577,042	720,998	129,471	2,124,656 (1,135)	36,177	5,588,347	16

(注) 1. 当社は、「劇場事業」の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産及びソフトウェアであります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,000,000
計	9,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和3年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和3年6月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,984,500	4,984,500	名古屋証券取引所 市場第二部	単元株式数 100株
計	4,984,500	4,984,500	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成29年6月20日(注)1	602,000	49,845,000	150	2,271	150	2,137
平成30年10月1日(注)2	44,860,500	4,984,500	-	2,271	-	2,137

(注)1 有償 第三者割当

発行価格 500円

資本組入額 250円

2 平成30年6月27日開催の第128回定時株主総会決議により、平成30年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行い、発行済株式総数は44,860,500株減少し4,984,500株となっております。

(5) 【所有者別状況】

令和3年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	4	212	1	2	5,587	5,815	-
所有株式数(単元)	-	2,687	182	29,465	2	8	17,434	49,778	6,700
所有株式数の割合(%)	-	5.40	0.37	59.19	0.00	0.02	35.02	100.0	-

(注) 自己株式5,124株は「個人その他」に51単元及び「単元未満株式の状況」に24株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

令和3年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18-11	200	4.02
中部日本放送株式会社	名古屋市中区新栄一丁目2-8	160	3.21
株式会社中日新聞社	名古屋市中区三の丸一丁目6-1	130	2.61
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7-1	111	2.24
松竹株式会社	東京都中央区築地四丁目1-1	108	2.18
株式会社宮崎	清洲市西須ヶ口93番地	100	2.01
名古屋鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目2-4	84	1.69
東海東京フィナンシャル・ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋二丁目5-1	80	1.62
大日産業株式会社	名古屋市西区枇杷島4丁目3-5	80	1.61
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13-1	80	1.61
トヨタ自動車株式会社	豊田市トヨタ町1番地	80	1.61
岡崎信用金庫	岡崎市菅生町字元菅41番地	80	1.61
有限会社MMS	名古屋市中区栄2丁目11-25	80	1.61
計	-	1,374	27.61

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

令和3年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,972,700	49,727	-
単元未満株式	普通株式 6,700	-	-
発行済株式総数	4,984,500	-	-
総株主の議決権	-	49,727	-

(注)「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式24株が含まれております。

【自己株式等】

令和3年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社御園座	名古屋市中区栄 一丁目6番14号	5,100	-	5,100	0.10
計	-	5,100	-	5,100	0.10

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	5,124	-	5,124	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、令和3年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の
買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

演劇興行は景気変動による影響を大きく受けやすくなっておりますが、当社は株主の皆様に対し、収益に関する諸
要素や、企業体質の強化と事業基盤の拡充に必要な内部留保の充実とを総合的に勘案しながら、安定的な配当を継続
して実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、株主総会でありま
す。

当社の基本方針に変更はありませんが、令和3年3月期の決算状況及び令和4年3月期以降、中長期的に安定的な
経営基盤を構築するための企業体質の強化や内部留保の充実を図る必要である状況と判断し、誠に遺憾ではございま
すが、第131期の配当を見送ることいたしました。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、経営理念である『未来を拓く夢創造企業』としての役割を十分に認識し、株主の方々及び顧客から信頼され、地域社会に貢献できる企業であり続けることであります。

また、会社のコンプライアンスへの取り組みにおいても、当社が定めた「コンプライアンス・ガイドライン」を忠実に守り、法令遵守のみならず、企業の社会的道義的責任を重視し、コーポレート・ガバナンスの構築に取り組んでおります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 会社の機関の基本説明

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しつつ、その補完機関として常務会を設置しております。

有価証券報告書の提出日現在、取締役会の構成員の氏名は以下の通りであります。

小笠原剛、宮崎敏明（取締役会議長）、長谷川栄胤、高口浩一、大石幼一（社外取締役）、船越直人（社外取締役）、真能秀久（社外取締役）。

有価証券報告書の提出日現在、監査役会の構成員の氏名は以下の通りであります。

北野一郎（監査役会議長、社外監査役）、小林一光（社外監査役）、高橋治朗（社外監査役）。

なお、当事業年度中の監査役の変動は次のとおりであります。

令和2年6月25日をもって、監査役平林拓也は退任いたしました。

氏名	退任日	退任事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
平林拓也	令和2年6月25日	任期満了による退任	監査役 アイ・パートナーズ法律事務所

コーポレート・ガバナンスの体制としては、委員会設置会社の形態も考えられますが、当社の沿革や規模を考慮し、社外取締役や社外監査役を招聘のうえ構成する取締役会や監査役会の機能の活用によって、経営監視体制を強化することが実効的であると考えております。

取締役会は、取締役7名（うち社外取締役3名）にて構成し、原則として四半期ごとに定例の取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催します。取締役会は、四半期ごとの営業、人事、総務等の報告に加え、法令、定款及び取締役会規則等に定められた事項について審議を行い、取締役相互に質疑、提案並びに意見を交換することにより、取締役の業務執行状況を監視し、監督します。

取締役及び社員においては、企業行動論理はもちろんのこと、社員個々の倫理や法令の遵守も職場の中で徹底して行っております。

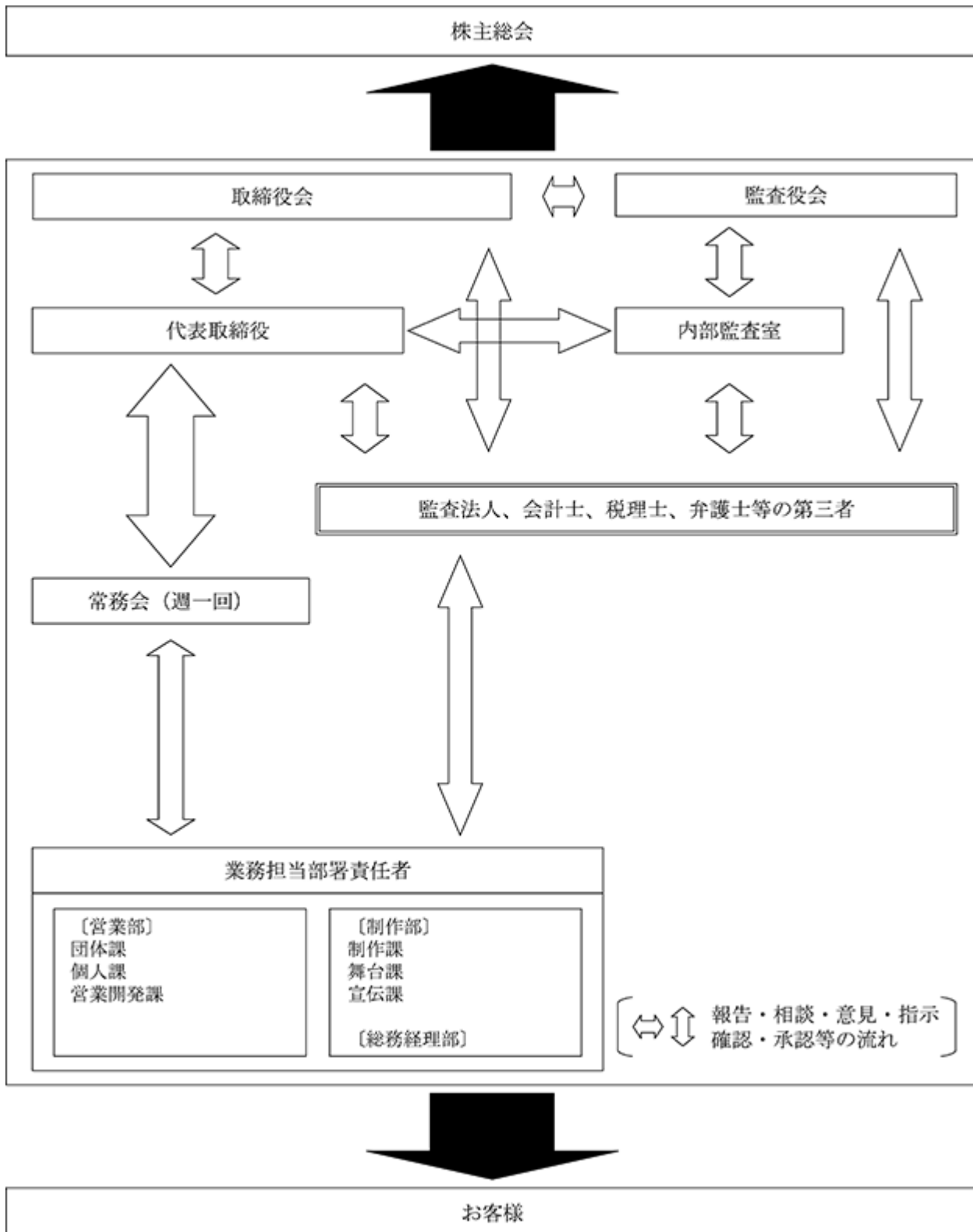
監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成された独立した機関であります。監査役会で定めた監査計画にしたがい、各監査役は取締役の業務執行に関する監査を行うとともに、取締役会に常時出席し、経営の透明性と客観性の確保に努めております。

当社は、会計監査人として、東陽監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュールを内容とする監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期までの四半期ごとに、四半期レビュー報告会を、また期末には期末監査に関する会計監査報告会を開催し、監査役会に対して報告しております。

常務会は、原則として毎週1回開催し、取締役及び関係者が出席し、取締役会から委託された事項（会社法の定める取締役会専決事項を除く。）の意思決定の他、業務執行についての方針及び計画の審議、決定、管理を行っております。

□ 会社の機関・内部統制の関係

会社の機関・内部統制の関係は、以下の図表のとおりです。



企業統治に関するその他の事項

イ 当社の内部統制システム及びリスク管理体制

当社の内部統制システムとして、社長直轄の組織である内部監査室が全部署を対象に内部監査を計画的に実施し内部牽制を図っております。その監査結果は代表取締役社長に報告しております。

また、当社は、会社法及び会社法施行規則に定める業務の適正性を確保するための体制の整備について、次のとおり取締役会において決議しております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築します。

1. 当社は、取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため研修を実施し、実行化する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、社内規程を定め、取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関連する資料と共に社内規程に従い保管する。
3. 損失の危機の管理に関し、リスク管理規程等により、個々のリスク（経営戦略、業務運営、環境、災害のリスク）の責任部署を定め、リスクを網羅的・統括的に管理する体制を確保する。また、政治や行政と健全で正常な関係を保持し、贈賄・違法な政治献金・利益供与はしない。そして社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響をおよぼす反社会的な個人・団体には毅然たる態度で臨む。
4. 取締役の職務執行の効率確保のため、取締役規程等の社内規程を遵守する。また、当社のガバナンス体制の構築を図る。
5. 監査役を補助する者は設置しない。ただし、今後必要に応じ設置することも考慮する。
6. 取締役及び使用人が行う監査役に対する報告は、法令の規定事項の他、次の事項とする。
 - a. 当社の業務・財務に重大な影響、損害をおよぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事実に関する事項
 - b. 当社の役職員が法令または定款に違反する行為をし、または、これらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨及びその内容
 - c. 当社に影響をおよぼす重要事項に関する決定事項
 - d. 当社の業績及び業績見込みの重要事項
 - e. 監査役から業務執行に関して報告を求められた事項

ロ 株主総会決議事項を取締役会で決議できるとした事項及び理由

当社は、以下について株主総会の決議によらず、取締役会で決議することができる旨定款に定めております。

自己の株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行できるようにするため、会社法第165条第2項の規定に基づき取締役会の決議によって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

ハ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

ニ 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

ホ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	小笠原 剛	昭和28年8月1日生	昭和52.4 平成16.5 16.6 18.1 19.5 20.6 23.5 24.6 27.6 28.6 29.6 30.6 株式会社東海銀行入行 株式会社UFJ銀行執行役員 同行取締役執行役員 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)執行役員 同行常務執行役員 同行常務取締役 同行専務取締役 同行代表取締役副頭取 当社取締役(社外) 株式会社三菱東京UFJ銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)常任顧問 当社代表取締役会長(現任) 株式会社三菱UFJ銀行顧問(現任)	(注)3	-
代表取締役社長	宮崎 敏明	昭和46年3月13日生	平成5.4 18.4 20.7 21.4 21.6 22.12 25.12 27.6 29.6 当社入社 当社営業部営業一課長 当社営業部営業一課・二課担当副部長 当社営業部営業一課担当部長 当社取締役営業統括部長 当社取締役総務人事部長 当社取締役兼営業本部長 当社常務取締役兼営業本部長 当社代表取締役社長(現任)	(注)3	200
取締役 御園座演劇図書館長	長谷川 栄胤	昭和41年1月31日生	平成3.5 5.3 7.7 8.6 10.6 12.4 14.4 15.3 15.4 22.12 25.12 27.4 28.6 29.6 30.6 31.1 令和2.4 当社入社 みその事業株式会社取締役 当社営業部劇場企画担当部長 当社取締役劇場企画担当部長 当社常務取締役 当社代表取締役専務 当社代表取締役社長 みその事業株式会社代表取締役社長 ミノノピア株式会社代表取締役社長 当社代表取締役社長兼営業本部長 当社代表取締役社長兼管理本部長 当社代表取締役社長兼管理本部長兼総務人事部長 当社代表取締役社長 当社取締役副会長 当社取締役劇場支配人兼御園座演劇図書館長 当社取締役営業部長兼御園座演劇図書館長 当社取締役御園座演劇図書館長(現任)	(注)3	48,800
取締役 総務経理部長	高口 浩一	昭和40年6月8日生	昭和63.4 平成23.5 23.10 25.4 28.4 29.4 令和元.6 3.4 3.6 丸万証券株式会社 入社 東海東京証券株式会社本店法人営業部長 同社名古屋企業金融部長 同社浜松支店長 同社企業金融統括部長 同社名古屋企業金融部長 十六T T証券株式会社 出向 当社顧問 当社取締役総務経理部長(現任)	(注)3	-
取締役	大石 幼一	昭和28年2月6日生	昭和50.4 平成元.4 10.12 15.11 17.4 17.6 19.6 20.6 26.6 27.6 中部日本放送株式会社入社 同社ニューヨーク支局長 同社総務局経理部長 同社経営監査部長 同社社長室長 同社取締役社長室長 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	船越 直人	昭和41年11月9日生	平成3.4 23.5 25.3 26.5 29.10 30.11 令和元.5 元.9 2.5 3.6 松竹株式会社入社 同社新橋演舞場支配人 同社歌舞伎座支配人 同社執行役員(演劇興行部担当)、歌舞伎座支配人、経営企画部経営企画室付(総括担当) 同社執行役員、演劇統括部長(現任)、演劇総務室長、演劇広報室長(現任) 同社執行役員(演劇営業部担当) 同社取締役(現任)演劇営業部門担当、演劇製作部門(歌舞伎)副担当 同社演劇ライツ部門、歌舞伎製作部門副担当 同社演劇興行部門担当(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	真能 秀久	昭和31年3月10日生	昭和56.4 平成21.6 25.6 27.6 28.3 29.6 令和元.6 3.6 株式会社中日新聞社入社 同社名古屋本社編集局次長 同社岐阜支社長 同社取締役管理局长 同社取締役人事労務担当 同社常務取締役総務担当・人事労務担当 同社常務取締役名古屋本社代表(現任) 当社取締役(現任)	(注)3	-
常勤監査役	北野 一郎	昭和42年2月12日生	平成4.10 8.3 12.7 23.6 公認会計士2次試験合格 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査 法人)入所 公認会計士3次試験合格 同監査法人退所 公認会計士北野一郎事務所開設 当社常勤監査役(現任)	(注)4	-
監査役	小林 一光	昭和13年2月16日生	昭和38.4 39.1 50.1 平成21.5 22.11 24.6 金印株式会社入社 同社常務取締役 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任) 金印物産株式会社・金印わさび株式会社 取締 役会長(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	8,000
監査役	高橋 治朗	昭和7年11月20日生	昭和31.4 36.4 49.5 52.6 55.6 平成元.6 5.6 7.6 13.6 令和2.6 大阪商船株式会社(元株式会社商船三井)入社 名港海運株式会社入社 同社取締役業務部長 同社常務取締役 同社専務取締役 同社取締役副社長 同社代表取締役副社長 同社代表取締役社長 同社代表取締役会長(現任) 当社監査役(現任)	(注)5	-
計					57,000

- (注) 1 取締役 大石幼一、船越直人、真能秀久の各氏は、社外取締役であります。
2 監査役 北野一郎、小林一光、高橋治朗の各氏は、社外監査役であります。
3 令和3年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4 令和元年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間
5 令和2年6月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

社外役員の状況

当社は取締役7名のうち3名が社外取締役、監査役3名全員が社外監査役であります。当社は異なるバックグラウンドにおける経営経験や専門的知見からの公平な助言、監督及び監査いただき、当社の企業価値増大に貢献いただくために複数の社外取締役及び社外監査役を選任しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任に関して基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては経歴や当社との関係も踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

・社外取締役

大石幼一氏

中部日本放送株式会社において代表取締役会長として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただくため、社外取締役として選任しております。同氏が代表取締役会長を務める中部日本放送株式会社は当社の普通株式を160千株保有しております。また当社の演劇の上演に際し、広告宣伝等について営業上の取引を行っております。

船越直人氏

松竹株式会社において取締役として会社経営に携わっており、また演劇興行部門等の事業に携わっており、以上を踏まえた見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただくため、社外取締役として選任しております。同氏が取締役を務める松竹株式会社は当社の普通株式を108千株保有しております。また当社は同社より演劇のコンテンツ供給を受けております。

真能秀久氏

株式会社中日新聞社において常務取締役として会社経営に携わっており、経営者としての見識に基づき、当社の経営全般に対する監督と助言をいただくため、社外取締役として選任しております。同氏が常務取締役を務める株式会社中日新聞社は当社の普通株式を130千株保有しております。

なお、大石幼一氏、真能秀久氏については、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

・社外監査役

北野一郎氏

公認会計士としての税務及び会計に関する知識並びに監査役としての経験等により、経営の監視や適切な助言をいただくため、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

小林一光氏

企業を経営しており、その経験や幅広い知見を生かして経営の監視や適切な助言をいただくため、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

高橋治朗氏

企業を経営しており、その経験や幅広い知見を生かして経営の監視や適切な助言をいただくため、社外監査役として選任しております。同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

なお、北野一郎氏については、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定しております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査役会と内部監査部門は、相互の連携を図るために、定期的な情報交換の場を設置し、監査役会の監査方針、計画、実施した監査結果に関する確認及び調整を行っております。

なお、内部監査部門の監査については、取締役会等を通じ、内部統制部門の責任者に対して適宜報告がなされております。

また、内部監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門の関係につきましては、会計監査部門と内部統制部門が連携して内部統制監査を行い、その結果は常務会に報告しております。内部監査部門は、会計及び会計以外の点に関して、内部統制システムの中でモニタリングを行っております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社における監査役監査は、監査役3名で構成されており、会計監査及び業務監査を行っております。

当事業年度において当社は監査役会を年5回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
北野 一郎	5回	5回
小林 一光	5回	4回
高橋 治朗	4回	4回

監査役会における主な検討事項は、監査方針や監査計画の策定、会計監査人の報酬、定時株主総会への付議内容の監査、常勤監査役選定、決算の監査であります。

常勤監査役 北野一郎氏は、太田昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）等における公認会計士としての税務及び会計に関する知識ならびに監査役としての経験等により、客観的かつ独立性のある立場から取締役の職務執行の監視及び会社の意思決定における妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行うことができる十分な見識を有しております。

社外監査役 小林一光氏は、食品の製造・販売事業に係る経営に長年携わられており、客観的な立場から取締役の職務執行の監視及び会社の意思決定における妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行うことができる十分な見識を有しております。

社外監査役 高橋治朗氏は、名古屋港における港湾運送事業を中核とした総合物流企業の経営に長年携わられており、客観的な立場から取締役の職務執行の監視及び会社の意思決定における妥当性・適切性を確保するための助言・提言を行うことができる十分な見識を有しております。

監査役3名は、経営の意思決定や業務執行の状況を把握するため取締役会に出席するほか、適宜監査役会を開催しております。また必要に応じて取締役又は使用人に対して報告や関係資料の提示を求め、取締役の職務の執行を監査し、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて随時情報伝達と意見交換を行い、相互の連携を高め、職務執行を十分に監視できる体制を整えております。

また、常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める体制を取っております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、社長直轄の内部監査担当者として2名が業務に従事しており、監査計画に基づき定期的に内部統制の有効性や業務の効率性などについて監査しております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

東陽監査法人

b. 継続監査期間

12年間

c. 業務を執行した公認会計士

佐藤 眞治

井上 司

鎌田 修誠

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士7名、会計士試験合格者等1名となります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる一定の規模

を持つこと、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、確認いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、上記監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、日頃の監査活動等を通じ、経営者・監査役・経理部門等とのコミュニケーション、当社全体の監査、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという点で評価した結果、東陽監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
20,000	-	21,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 (a. を除く)

該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める旨を定款に定めております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬に同意した理由

当社監査役会は、日本会計監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は役員報酬の額またはその算定方法の決定に際しては、当社の持続的な成長を図っていくために、業績拡大及び企業価値向上に対する報奨として有効に機能することを目指しており、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。

取締役の報酬は、取締役会において会社の業績、経営環境の変化などを考慮して報酬総額等を協議し、取締役の個人別報酬等の内容について、決定の全部を代表取締役社長宮崎敏明に委任しております。当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには、代表取締役社長が最も適しているからであります。

監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。

なお、定時株主総会決議による取締役及び監査役の報酬限度額は、1982年4月28日開催の定時株主総会において決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬		
取締役 (社外取締役を除く)	10,800	10,800		3
社外役員	1,920	1,920		3

役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はありませんので記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策投資株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、必要に応じて取引先の株式を保有しております。

当社は、政策投資株式の保有について、上記記載の保有の意義が薄れたと考えられる場合には、取締役会において、政策保有の意義を検証のうえ、処分・縮減の検討を行います。そして、株主として相手先企業と必要かつ十分な対話を行い、対話の実施によっても改善が認められない株式は、適時・適切に売却いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	10	27,259
非上場株式以外の株式	2	11,815

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な 保有効果及び株式数 が増加した理由	当社の株式 の保有の 有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)三菱UFJフィナンシャル グループ	18,600 11,005	18,600 7,495	(保有目的) 当社の取引銀行であり 取引関係維持強化をはかる。 (定量的な保有効果) (注) 1	有
東海東京フィナンシャル・ ホールディングス(株)	2,000 810	2,000 492	(保有目的) 営業上の取引関係維持 (定量的な保有効果) (注) 1	有

(注) 1. 当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、毎期、個別の政策保有株式について政策保有の意義を検証しており、令和3年3月31日を基準とした検証の結果、現状保有する政策投資株式はいずれも保有方針に沿った目的で保有していることを確認しております。

2. 上記に記載した銘柄は全て貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下であります。全銘柄について記載しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)の財務諸表について、東陽監査法人により監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、会計基準設定主体等の行う研修に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	884,205	240,174
売掛金	106,781	46,449
貯蔵品	1,881	1,256
前渡金	671	5,510
前払費用	15,407	14,444
未収入金	-	90,334
未収還付法人税等	33,732	-
未収消費税等	44,336	39,758
その他	18,072	12,539
貸倒引当金	739	739
流動資産合計	1,104,351	449,729
固定資産		
有形固定資産		
建物	2,960,371	2,960,825
減価償却累計額	274,097	394,678
建物(純額)	1 2,686,273	1 2,566,147
構築物	13,927	13,927
減価償却累計額	2,099	3,032
構築物(純額)	11,828	10,895
機械及び装置	999,881	999,881
減価償却累計額	187,893	278,883
機械及び装置(純額)	811,988	720,998
工具、器具及び備品	212,215	213,504
減価償却累計額	56,612	84,033
工具、器具及び備品(純額)	155,603	129,471
土地	1 2,124,656	1 2,124,656
リース資産	8,100	8,100
減価償却累計額	2,507	3,664
リース資産(純額)	5,592	4,435
有形固定資産合計	5,795,942	5,556,605
無形固定資産		
電話加入権	72	72
ソフトウェア	9,201	6,058
リース資産	32,383	25,683
無形固定資産合計	41,657	31,814
投資その他の資産		
投資有価証券	35,247	39,075
長期前払費用	8,700	5,751
保険積立金	7,644	6,437
その他	920	920
投資その他の資産合計	52,512	52,183
固定資産合計	5,890,112	5,640,603
資産合計	6,994,464	6,090,332

(単位：千円)

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	247,597	67,535
1年内返済予定の長期借入金	¹ 200,000	¹ 205,831
リース債務	8,413	8,537
未払金	17,295	22,676
未払法人税等	-	7,033
前受金	98,586	99,280
預り金	53,348	1,578
賞与引当金	5,400	-
その他	8,026	4,290
流動負債合計	638,668	416,762
固定負債		
長期借入金	¹ 1,400,000	¹ 1,254,169
リース債務	33,420	24,882
繰延税金負債	276,857	276,857
退職給付引当金	9,948	4,806
その他	2,000	2,000
固定負債合計	1,722,226	1,562,716
負債合計	2,360,894	1,979,478
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,271,937	2,271,937
資本剰余金		
資本準備金	2,137,599	2,137,599
その他資本剰余金	22	22
資本剰余金合計	2,137,621	2,137,621
利益剰余金		
利益準備金	112,500	112,500
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	627,906	627,906
別途積立金	350,000	350,000
繰越利益剰余金	830,924	1,357,468
利益剰余金合計	259,481	267,062
自己株式	39,674	39,674
株主資本合計	4,629,366	4,102,823
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,203	8,031
評価・換算差額等合計	4,203	8,031
純資産合計	4,633,570	4,110,854
負債純資産合計	6,994,464	6,090,332

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)
売上高	2,966,255	939,216
売上原価	2,480,661	927,419
売上総利益	485,594	11,796
販売費及び一般管理費		
役員報酬	15,690	12,720
給料及び手当	83,552	62,429
賞与引当金繰入額	10,112	-
退職給付費用	510	644
減価償却費	250,537	138,727
租税公課	72,073	48,106
広告宣伝費	4,996	12,415
支払手数料	52,580	50,985
その他	243,200	131,033
販売費及び一般管理費合計	733,253	457,063
営業損失()	247,659	445,266
営業外収益		
受取利息	1	0
受取配当金	1,467	1,344
受取保険金	1,033	2,543
その他	1,703	11,474
営業外収益合計	4,206	15,363
営業外費用		
支払利息	19,993	17,746
公演関連損失	10,560	-
その他	2,249	2,472
営業外費用合計	32,804	20,219
経常損失()	276,257	450,122
特別利益		
投資有価証券売却益	999	-
補助金収入	-	164,267
特別利益合計	999	164,267
特別損失		
公演中止損失	-	68,722
臨時休業等による損失	-	170,988
特別損失合計	-	239,710
税引前当期純損失()	275,257	525,566
法人税、住民税及び事業税	1,282	977
法人税等調整額	24,683	-
法人税等合計	25,965	977
当期純損失()	301,223	526,543

【売上原価明細書】

区分	注記番号	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)		当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
経費	1	2,480,661	100.0	927,419	100.0
売上原価		2,480,661	100.0	927,419	100.0

1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
公演費(千円)	2,169,969	852,308
支払手数料(千円)	123,983	32,748
広告宣伝費(千円)	84,585	29,944

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000
当期変動額							
当期純損失()							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	529,701	560,704	39,476	4,930,787	7,223	7,223	4,938,011
当期変動額							
当期純損失()	301,223	301,223		301,223			301,223
自己株式の取得			198	198			198
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3,019	3,019	3,019
当期変動額合計	301,223	301,223	198	301,421	3,019	3,019	304,441
当期末残高	830,924	259,481	39,674	4,629,366	4,203	4,203	4,633,570

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						固定資産圧縮積立金	別途積立金
当期首残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000
当期変動額							
当期純損失()							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	-
当期末残高	2,271,937	2,137,599	22	2,137,621	112,500	627,906	350,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当期首残高	830,924	259,481	39,674	4,629,366	4,203	4,203	4,633,570
当期変動額							
当期純損失()	526,543	526,543		526,543			526,543
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					3,827	3,827	3,827
当期変動額合計	526,543	526,543	-	526,543	3,827	3,827	522,715
当期末残高	1,357,468	267,062	39,674	4,102,823	8,031	8,031	4,110,854

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日)	当事業年度 (自 令和 2年 4月 1日 至 令和 3年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純損失 ()	275,257	525,566
減価償却費	250,537	250,948
貸倒引当金の増減額 (は減少)	150	-
賞与引当金の増減額 (は減少)	2,100	5,400
退職給付引当金の増減額 (は減少)	9,642	5,141
受取利息及び受取配当金	1,469	1,345
支払利息	19,993	17,746
投資有価証券売却損益 (は益)	999	-
受取保険金	-	2,543
公演中止損失	-	68,722
臨時休業等による損失	-	170,988
補助金収入	-	164,267
売上債権の増減額 (は増加)	129,098	60,331
たな卸資産の増減額 (は増加)	445	625
未収入金の増減額 (は増加)	-	90,334
仕入債務の増減額 (は減少)	131,954	180,062
前受金の増減額 (は減少)	44,067	693
預り金の増減額 (は減少)	46,339	51,770
未払金の増減額 (は減少)	66,138	5,380
未払又は未収消費税等の増減額	122,618	4,578
その他	5,338	13,463
小計	50,586	459,878
利息及び配当金の受取額	1,469	1,345
保険金の受取額	-	2,543
利息の支払額	20,116	17,751
公演中止による支出	-	68,722
臨時休業等による支出	-	55,575
補助金の受取額	-	73,977
法人税等の支払額又は還付額 (は支払)	127,223	29,190
営業活動によるキャッシュ・フロー	95,284	494,870
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	16,210	1,743
無形固定資産の取得による支出	953	-
投資有価証券の売却による収入	1,000	-
その他	1,702	996
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,865	747
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	-	60,000
長期借入金の返済による支出	200,000	200,000
リース債務の返済による支出	8,293	8,413
その他	196	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	208,490	148,413
現金及び現金同等物の増減額 (は減少)	321,640	644,031
現金及び現金同等物の期首残高	1,205,846	884,205
現金及び現金同等物の期末残高	884,205	240,174

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

主な耐用年数

建物は、15年・50年

構築物は、15年

機械及び装置は、11年

工具器具備品は、5年から15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、従業員数が300人未満のため簡便法により退職給付債務を算定しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

4 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5 その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

固定資産の減損

有形固定資産及び無形固定資産の貸借対照表計上額 5,588,419千円。

営業損失が継続してマイナスとなっていることから減損の兆候が識別されましたので、固定資産から得られる割引前将来キャッシュ・フロ - の総額を見積り、固定資産の帳簿価額と比較いたしました。減損損失の計上の要否の検討にあたり、将来の公演の収支、営業利益の予測等を主要な仮定として、割引前将来キャッシュ・フロ - を見積もった結果、割引前将来キャッシュ・フロ - の総額が帳簿価額を上回りましたので、減損損失は認識しておりません。

『なお、当該金額は令和4年3月期まで新型コロナウイルス感染症による影響が継続するとの仮定のもと最善の見積もりを行っておりますが、見積りに用いた仮定の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の感染状況やその経済環境への影響が変化した場合には、将来において減損損失を計上する可能性があります。』

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1)概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、運用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

当事業年度より、従来「売上原価」に計上していた営業費用の一部を「販売費及び一般管理費」に計上しております。

この変更は、当社の目標とする経営指標である公演ごと収支の管理をより適切に行い、同業他社の比較可能性を高めるために、損益管理区分の見直しを行い、実施したものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上原価」に表示していた468,998千円は、「販売費及び一般管理費」に組替えております。

また、当該変更に伴い、前事業年度の売上原価明細書の組替えを行っております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
建物	1,559,512千円	1,525,852千円
土地	2,123,527千円	2,123,527千円
計	3,683,039千円	3,649,379千円

担保に係る債務

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	200,000千円	200,000千円
長期借入金	1,400,000千円	1,200,000千円
計	1,600,000千円	1,400,000千円

(損益計算書関係)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	4,984,500	-	-	4,984,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	5,074	50	-	5,124

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 50株

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	4,984,500	-	-	4,984,500

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首(株)	増加(株)	減少(株)	当事業年度末(株)
普通株式	5,124	-	-	5,124

3 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
現金及び預金	884,205千円	240,174千円
預入期間が3か月を超える 定期預金等	- 千円	- 千円
現金及び現金同等物	884,205千円	240,174千円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引(借主側)

リース資産の内容

有形固定資産

サーバー(工具、器具及び備品)であります。

無形固定資産

発券システム(ソフトウェア)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、余裕資金が生じる場合の資金運用については安全性の高い金融資産に限定しており、資金調達については、主に社債発行や銀行借入によっております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクにさらされております。未払金は、1年以内の支払期日であります。借入金は主に設備投資に係る資金調達であり、変動金利であるため金利の変動リスクにさらされております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

売掛金の顧客信用リスクに関しては、当社の社内規程に従い、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券のリスクに関しては、四半期ごとに時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また満期保有目的の債券以外のものについては、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

当社は、借入金に関する将来の支払金利の変動に係るリスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用する場合があります。

デリバティブ取引については、取締役会で決議された取引の適正な実行及びリスク管理を目的とした基本方針に基づき、財務担当部署が、関係する社内規程に従い、取締役会の決議または適正な社内手続きを経て実行することとしております。

また、営業債務は、流動性リスクにさらされておりますが、当社では、月次に資金繰り計画を作成する等の方法により管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価額に基づく価額のほか、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、次表には含めておりません。

前事業年度（令和2年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	884,205	884,205	-
(2) 売掛金	106,781	106,781	-
(3) 未収還付法人税等	33,732	33,732	-
(4) 未収消費税等	44,336	44,336	-
(5) 投資有価証券	7,987	7,987	-
資産計	1,077,044	1,077,044	-
(1) 買掛金	247,597	247,597	-
(2) 未払金	17,295	17,295	-
(3) 預り金	53,348	53,348	-
(4) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,600,000	1,600,000	-
(5) リース債務 (1年内返済予定を含む)	41,833	41,833	-
負債計	1,960,075	1,960,075	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

- (1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収還付法人税等 (4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) 投資有価証券

これらの時価について、主に市場価格によっております。

負債

- (1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は帳簿価額によっております。

- (5) リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	金額(千円)
非上場株式	27,259

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	884,205	-	-	-
売掛金	106,781	-	-	-
合 計	990,987	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	200,000	200,000	1,200,000	-	-	-
リース債務	8,413	8,537	8,663	8,791	7,427	-
合 計	208,413	208,537	1,208,663	8,791	7,427	-

当事業年度（令和3年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	240,174	240,174	-
(2) 売掛金	46,449	46,449	-
(3) 未収入金	90,334	90,334	-
(4) 未収消費税等	39,758	39,758	-
(5) 投資有価証券	11,815	11,815	-
資産計	428,532	428,532	-
(1) 買掛金	67,535	67,535	-
(2) 未払金	22,676	22,676	-
(3) 未払法人税等	7,033	7,033	-
(4) 預り金	1,578	1,578	-
(5) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,460,000	1,460,000	-
(6) リース債務 (1年内返済予定を含む)	33,420	33,420	-
負債計	1,592,243	1,592,243	-

(注) 1. 金融商品の時価の算定ならびに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金 (4) 未収消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、市場価格によっております。

負債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 未払法人税等 (4) 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定を含む)

長期借入金は変動金利の借入であり、金利の変動リスクを反映していることから、時価は帳簿価額によっております。

(6) リース債務(1年内返済予定を含む)

リース債務の時価については、残存期間における元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	金額(千円)
非上場株式	27,259

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	240,174	-	-	-
売掛金	46,449	-	-	-
合 計	286,624	-	-	-

4. 長期借入金及びリース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	205,831	1,229,988	24,181	-	-	-
リース債務	8,537	8,663	8,791	7,427	-	-
合 計	214,368	1,238,651	32,972	7,427	-	-

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(令和2年3月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)債券	-	-	-
	(2)株式	7,987	3,784	4,203
	(3)その他	-	-	-
	小計	7,987	3,784	4,203
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)債券	-	-	-
	(2)株式	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		7,987	3,784	4,203

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 27,259千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(令和3年3月31日)

区分	種類	貸借対照表計上額(千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	(1)債券	-	-	-
	(2)株式	11,815	3,784	8,031
	(3)その他	-	-	-
	小計	11,815	3,784	8,031
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	(1)債券	-	-	-
	(2)株式	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		11,815	3,784	8,031

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 27,259千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(令和2年3月31日)

(単位:千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,000	999	-
合計	1,000	999	-

当事業年度(令和3年3月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は従業員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用していましたが、確定拠出制度につきましては、平成30年6月に廃止しております。退職一時金制度では、退職給付として、勤務年数、職能及び役職に応じたポイントに基づき一時金を支給いたします。また、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	19,591千円	9,948千円
退職給付費用	510千円	644千円
退職給付の支払額	10,153千円	5,785千円
退職給付引当金の期末残高	9,948千円	4,806千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	9,948千円	4,806千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,948千円	4,806千円
退職給付引当金	9,948千円	4,806千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	9,948千円	4,806千円

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	510千円	当事業年度	644千円
----------------	-------	-------	-------	-------

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,413千円	3,243千円
未払事業所税	1,301千円	1,299千円
貸倒引当金	226千円	226千円
退職給付引当金	3,044千円	1,470千円
賞与引当金	1,652千円	-千円
投資有価証券評価損	26,236千円	20,116千円
会員権評価損	5,507千円	5,507千円
税務上の繰越欠損金(注2)	231,976千円	289,721千円
その他	58千円	40千円
繰延税金資産小計	273,417千円	321,625千円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注2)	231,976千円	289,721千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	41,441千円	31,904千円
評価性引当額小計(注1)	273,417千円	321,625千円
繰延税金資産合計	-千円	-千円
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	276,857千円	276,857千円
繰延税金負債合計	276,857千円	276,857千円
繰延税金資産負債()の純額	276,857千円	276,857千円

(注) 1. 評価性引当額が48,208千円増加しております。この増加の内容は、主として税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が増加したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(令和2年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	112,789	1,146	-	-	-	118,039	231,976千円
評価性引当額	112,789	1,146	-	-	-	118,039	231,976千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度(令和3年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(b)	1,146	-	-	-	-	288,574	289,721千円
評価性引当額	1,146	-	-	-	-	288,574	289,721千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-千円

(b) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は劇場事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

1 製品及びサービスごとの情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

前事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
1株当たり純資産額	930円55銭	825円58銭
1株当たり当期純損失	60円49銭	105円74銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (令和2年3月31日)	当事業年度 (令和3年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	4,633,570	4,110,854
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	4,633,570	4,110,854
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(千株)	4,979	4,979

2 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)	当事業年度 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)
当期純利益又は当期純損失() (千円)	301,223	526,543
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は普通株式に係る当期 純損失() (千円)	301,223	526,543
期中平均株式数(千株)	4,979	4,979

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	2,960,371	454	-	2,960,825	394,678	120,580	2,566,147
構築物	13,927	-	-	13,927	3,032	933	10,895
機械及び装置	999,881	-	-	999,881	278,883	90,989	720,998
工具、器具及び備品	212,215	1,289	-	213,504	84,033	27,421	129,471
土地	2,124,656	-	-	2,124,656	-	-	2,124,656
リース資産	8,100	-	-	8,100	3,664	1,157	4,435
有形固定資産計	6,319,153	1,743	-	6,320,896	764,291	241,081	5,556,605
無形固定資産							
電話加入権	72	-	-	72	-	-	72
ソフトウェア	15,713	-	-	15,713	9,654	3,142	6,058
リース資産	46,900	-	-	46,900	21,216	6,700	25,683
無形固定資産計	62,685	-	-	62,685	30,870	9,842	31,814
長期前払費用	9,160	-	2,923	6,236	485	25	5,751

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	200,000	205,831	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	8,413	8,537	1.6	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	1,400,000	1,254,169	1.1	令和5年4月26日 ~令和6年2月26日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	33,420	24,882	1.6	令和4年4月20日 ~令和7年1月20日
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	1,641,833	1,493,420	-	-

- (注) 1 平均利率については、期末借入金残高等に対する加重平均利率を記載しております。
2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	1,229,988	24,181	-	-
リース債務	8,663	8,791	7,427	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	739	-	-	-	739
賞与引当金	5,400	-	3,772	1,627	-

- (注) 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、支給見込額と支給額の差額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

A 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,172
預金	
当座預金	648
普通預金	237,063
別段預金	1,290
計	239,001
合計	240,174

B 売掛金

相手先	金額(千円)
チケットぴあ名古屋株式会社	31,392
株式会社イーティックスデータファーム	3,450
公益社団法人日本演劇興行協会	3,032
株式会社アミューズ	1,729
稲垣流 豊美会	1,313
その他	5,531
計	46,449

回収状況及び滞留状況は次のとおりであります。

当期首残高 (千円) (A)	当期売上高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収状況(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
106,781	1,033,138	1,093,470	46,449	95.93	27.07

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税が含まれております。

C 貯蔵品

項目	金額(千円)
切手・収入印紙等	1,256
計	1,256

流動負債

A 買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社梅田芸術劇場	12,694
東宝株式会社	10,186
株式会社シーエスエス総合舞台	8,758
株式会社若尾総合舞台	6,619
株式会社八百彦本店	4,562
その他	24,714
計	67,535

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	4,628	64,293	572,037	939,216
税引前四半期(当期)純損失() (千円)	199,810	400,341	564,241	525,566
四半期(当期)純損失() (千円)	200,055	400,830	564,974	526,543
1株当たり四半期(当期)純損失() (円)	40.18	80.50	113.46	105.74

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失() (円)	40.18	40.32	32.96	7.72

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	名古屋市中区栄三丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	法令に別段の定めのある場合のほかは、名古屋市において発行する中日新聞に掲載
株主に対する特典	<p>基準日 令和2年3月31日の株主名簿に記載された株主</p> <p>内容 令和2年10月1日～令和3年9月30日の間に行われる公演で当社が指定する公演</p> <p>「株主優待券」の発行基準</p> <p>100株以上300株未満 : 年間2枚 300株以上600株未満 : 年間3枚 600株以上900株未満 : 年間4枚 900株以上1,200株未満 : 年間6枚 1,200株以上 : 年間8枚</p> <p>「株主優待券」の内容</p> <p>「株主優待券」1枚で、「株主優待対象公演」の観覧券1枚と交換。 交換の対象となる「歌舞伎公演」は平日限定。</p>

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第130期）(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)令和2年6月25日東海財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和2年6月25日東海財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第131期第1四半期)(自 令和2年4月1日 至 令和2年6月30日)令和2年8月13日東海財務局長に提出

(第131期第2四半期)(自 令和2年7月1日 至 令和2年9月30日)令和2年11月11日東海財務局長に提出

(第131期第3四半期)(自 令和2年10月1日 至 令和2年12月31日)令和3年2月12日東海財務局長に提出

(4) 臨時報告書

令和2年6月25日東海財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和3年6月25日

株式会社御園座
取締役会 御中

東陽監査法人

名古屋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 眞 治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 井上 司 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田 修 誠 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第131期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社御園座の令和3年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

固定資産の減損検討	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>株式会社御園座の当事業年度の貸借対照表において、有形固定資産及び無形固定資産（以下、「固定資産」という）が5,588百万円計上されている。固定資産は主に劇場の建物や土地で構成されており、総資産の91.8%を占めている。</p> <p>固定資産に減損の兆候が認められる場合、減損損失の認識判定を実施している。当事業年度は、令和2年3月以降の新型コロナウイルス感染症拡大による公演中止の影響もあり、固定資産の減損の兆候を識別し、減損損失の認識判定を実施しているが、判定の結果、減損損失を認識していない。</p> <p>減損損失の認識判定に用いる割引前将来キャッシュ・フローは、経営者が見積もる将来の収益計画に基づいているが、作品や出演者の人気の程度、新型コロナウイルス感染症の収束状況、その他様々な要因に左右されるため、経営者が見積りには不確実性を伴う。</p> <p>以上から、当監査法人は、固定資産減損損失の認識判定における将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性が、「監査上の主要な検討事項」の一つに該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、株式会社御園座の保有する固定資産の減損損失の認識判定について、将来キャッシュ・フローが適切に見積もられているか評価するため、以下の手続きを実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定資産の減損損失の認識判定に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 <p>(2)将来キャッシュ・フローの見積りの妥当性についての検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 将来キャッシュ・フローの見積り期間について、関連する資産の残存耐用年数と比較し合理性を検討した。 将来キャッシュ・フローの見積りについて、その基礎となる収益計画との整合性について検証した。 将来キャッシュ・フローの基礎となる収益計画の妥当性、実現可能性について、過去の類似の公演実績や他劇場での公演状況と比較して、妥当なものであるか、実現可能なものであるか検討した。具体的には、過去に同様の公演が実施されていれば当該公演実績を参考に、同様の公演が実施されていない場合はより広い公演ジャンルでの実績平均を参考に、計画の妥当性、実現可能性を検証した。 新型コロナウイルス感染症の今後の影響など会社を取り巻く企業環境の予測を同業他社の予測と比較、検討を行い、収益計画へ適切に反映されているか検証した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社御園座の令和3年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社御園座が令和3年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。